次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年３月 11 日
岩手県立県民生活センター所長　今　俊晴

１　調達内容

(1) 業務件名及び数量
岩手県立県民生活センター庁舎総合管理業務　一式

(2) 調達案件の仕様書等
入札説明書による。

(3) 履行期間
令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

(4) 履行場所
岩手県立県民生活センター　（岩手県盛岡市中央通三丁目 10 番２号）

(5) 入札方法
(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

次の全てを満たす者であること。なお、(4)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日現在で、令和７・８・９年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿(岩手県管財課)の清掃(庁舎)、同(貯水槽)、冷暖房設備の運転管理、設備の保守管理(消防設備)、同(冷暖房・空調)のいずれにも登録されている者で、岩手県内に本店又は主たる営業所を有しており、本業務の実施に必要となる許認可等を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(5) 入札書提出日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から１月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けてい

ないこと。

３　契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 020-0021　岩手県盛岡市中央通三丁目 10 番２号

岩手県立県民生活センター　電話番号 019-624-2586(直通)

また、岩手県のホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和８年３月 11 日(水)から令和８年３月 17 日(火)までの土、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から午後５時までの間、(1)の場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和８年３月 26 日(木)　午前 10 時　岩手県立県民生活センター２階　研修室

４　その他

(1) 入札保証金

免除とする。

(2) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 調達手続の停止

令和８年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあっては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。